

## 議長

農業委員現在数14名、出席13名、欠席1名、推進委員2名欠席、よって、会議は成立いたしました。

これより令和5年度第11回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により、第3番森田委員さん、第4番八木委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

## 事務局

諸報告をさせていただきます。前回の総会から本日までの行事日程についてご報告いたします。12月25日農政部会を市役所で行いまして加藤会長、農政部会の委員さんにご出席をいただきました。12月28日霞共益会館において、内田農業振興会受賞祝賀会が行われ、加藤会長にご出席をいただきました。1月16日西多摩地区農業委員会検討会が市役所で開催され、加藤会長と石川職務代理、西多摩の会長、職務代理の方々にご出席をいただきました。本日、農業委員会総会開催前に農政部会が行われ、加藤会長、農政部会の委員さんに出席いただき、第85号農業員会だよりの内容についてご検討等をいただいたところでございます。以上です。

## 議長

以上で報告を終わります。

次に日程4の議案審議に入ります。

議案審議に入る前に貸借円滑化法の農地が対象になっていますので事務局から説明をしていただきたいと思います。

## 事務局

今回、整理番号1番の                      さんの農地ですが、3筆について貸借円滑化法による貸借が行われております。今後、このような貸借円滑化法で貸借がなされている農地に関しましては、議案に貸借中と記載をさせていただきます。又、借り手や貸し手の方の詳細につきましても、事務局の方で説明させていただきたいと思います。

で、よろしくお願ひいたします。

## 議長

それでは初めに、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」6件を上程いたします。

それでは、整理番号1、2番について、担当委員の私から説明いたします。

## 委員

議席番号1番 加藤です。

整理番号1番2番について説明します。

整理番号1番

1月15日 事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

ここは田んぼで稲刈りの後でした。今年も田んぼを使うということでした。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここは一団の畑でミカン、キンカン等が植わっていて草もなくきちんと管理されていました。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここは先ほど説明がありました貸借化円滑化法で貸借がなされている農地  
合計            m<sup>2</sup>です。

整理番号2番

1月25日 申請人、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

## 委員

ここは一面ブルーベリーが植わっておりまして、時期には摘み取りの看板が出ていました。草もなくきれいに管理されていました。

地番、地目畑、面積

自宅の隣の畑でネギ、ノラボウ、タマネギが植えてあり、あとは春野菜を植えるための畑になっています。鳥獣被害に悩まされておりまして、裏が立正佼成会の山なので、そこからイノシシや鹿がきて食べられてしまっていると話していました。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

次に整理番号3番について、石川委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号11番 石川です。

整理番号3番について説明します。

1月17日 申請人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

## 委員

今寺の畑ですが、4筆一団の長細い変形した畑になっています。お茶が植えてあり、きれいに刈り込みがされていて草もなくきれいに管理されていることを確認しました。

藤橋の畑ですが、ここは自宅の前にあり8筆自宅の畑です。この畑にはお茶の木と、東京都の委託の苗木で、サツキと久留米ツツジが植えられていました。お茶の木、サツキ、久留米ツツジ、ともに刈込がされておりきれいに管理されていました。藤橋の畑は5000㎡あるのですが、2000㎡程何も作られていません。さんいわく、ここは酸性土壌が強すぎて、委託苗木を植えたいのですが、昨年緑肥を蒔いても育たず、現在農協の方と相談しながら土壌改良をしているそうです。これがうまくいったら秋には東京都の苗木を申請して植える予定だそうです。この場所も耕耘してありきれいに管理されていました。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

次に整理番号4番について天野委員さんが欠席の為、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

整理番号4番について説明します。

委員は天野委員さんです。

1月18日 申請人、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

## 委員

地番は南向きの陽当たりの良い土地です。畑はきれいに耕作してあり今後夏野菜を植える予定だそうです。

地番はきれいに耕作されており、サツマイモ、ネギ、大根等が植えてありました。

地番はネギ、ジャガイモが植えてありました。春にはサツマイモを植える予定だそうです。南北に長い土地で、北側には柚子、ミカン、レモンが植えてありました。

地番は玉ネギ、里芋等が植えてありました。

地番は急斜面に柚子、栗が植えてありました。

農地として適正に管理されているとのことです。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

次に整理番号5番について、松永委員さんの説明をお願いします。

## 委員

推進委員の松永です。

整理番号5番について説明します。

1月11日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

耕作状況は、柚子2本、柿、ブルーベリー等、ナス、キュウリ、トマト、ネギ、白菜、里芋、ホウレン草、小松菜が栽培されており、大変きれいに管理されておりました。特にゴマは、申請人の母親がとても元気で、ゴマ作りに熱心になっています。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

次に整理番号6番について、影山委員さんが本日欠席のため事務局の説明をお願いします。

## 事務局

整理番号6番について説明します。

委員は影山委員さんです。

1月17日 申請人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番は委託苗木を植えているそうです。今は緑肥を耕作しており3年間はおこななければならないとのこと。

地番は委託苗木が植えてあります。

地番はお茶を栽培しています。

地番は委託苗木、緑肥を耕作しています。

地番から地番は一面お茶畑です。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

説明は以上です。

本件につきまして御質疑ございますか。

## 議長

御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

## 議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」6件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

## 議長

次に議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件を御説明申し上げます。3ページを御覧ください。

### 整理番号1番

《証明申請者、主たる従事者、買取申出生産緑地を読み上げ》

農地所有者の                      さんが令和5年3月17日に亡くなられたため、相続人である                      さんが生産緑地の買取申出を行うにあたって、生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者に該当するかの証明願いが行われたものでございます。

現地調査でございますが、1月17日に八木委員さんで行いまして、主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、八木委員さんの補足説明をお願いします。

## 委員

議席番号4番 八木です。

整理番号1番について説明します。

地番は2年前に調査に行きました。梅が植えてあったのですが、プラ

ムポックスウイルスで伐根したあと、大きな石が出てきて畑にならないということですが、生産緑地になっているので何か植えてくださいとのことで、梅、ミカン、柿が植えてあったのですが、うまく育たないということ、何本かダメになったようです。実際に行った時には柿とミカンは2本ずつしか植わっていませんでした。

地番はネギ、ノラボウ、ホウレン草等が植わっていました。畑は無理かなとおっしゃっていました。人の頭くらいの石がゴロゴロとあるような所です。よろしくご審議をお願いします。

#### 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

#### 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

#### 議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第3号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

#### 議長

次に議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について（移転）」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。





## 議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について（移転）」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 議長

次に議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等 促進計画案について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」御説明致します。議案の5ページを御覧ください。

本件は、農地所有者より農業会議へ農地中間管理事業による農用地等貸付希望申出書の提出および、借受希望者より農用地等借受応募書の提出がありました。そのため、東京都農業会議より青梅市に対して、農用地利用集積等促進計画の事前協議がございました。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、この促進計画については農業委員会の意見を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり促進計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

それでは、整理番号1番を御説明いたします。

整理番号1番 議案参照 読み上げ

本案件について、農用地利用集積等促進計画を作成しました。こちらについては議案第4号別紙1を御覧ください。

こちらは新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借です。  
契約期間は2024年3月1日から2029年2月28日までの5年間です。

また、権利の設定には、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第4号 別紙2》の調書を御覧ください。

◎農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項

はじめに、第1号「基本方針及び農地中間管理事業規程に適合するものであること」でございますが、川崎さんは認定新規就農者であり、認定農業者等の中核的な担い手への農地の集積として、経営規模の拡大や農地の集約化を図ろうとするものであり、都の基本方針構想及び農業会議の規定に適合するため、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、権利の設定を受ける者の保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、現地調査にて権利の設定を受ける者は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるため、ともに該当すると考えます。

続いて第3号のイとロについては、適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である貸人、借人の両者に促進計画を確認いただき同意をもらっております。従いまして全ての権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第5項各号の要件と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また、申請地においては、稲作と露地野菜を栽培する予定になっております。

現地調査につきましては、1月17日に石川委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、石川委員さんからの補足説明はなにかございますか。

## 委員

議席番号11番 石川です。

## 委員

整理番号1番について補足説明ですが、地番は田んぼの中にある盛り土がしてある畑で、今年はマメ科で、大豆、小豆、ササゲ等を植える予定でいるそうです。

地番ですが、新規と言っていましたけど、昨年もここで さんは田んぼをやっている一生懸命やっていることを確認しました。本人いわく、まだ田んぼを借りられるのなら増やしたいと言っていました。稲刈り機なども自前で持っているそうで、やる気がある新規の方だなど思っています。問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

## 議長

以上で補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

## 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

## 議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

こちらは令和4年度11月の第9回の農業委員会の総会に農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案として諮ったものになります。農地中間管理機構を利用した利用権設定は最終的に東京都により告示され、効力が生じるのですが、東京都から示された本人の確認の条件を期間内に満たせなかったため、この度農業会議と協議し、従来の基盤強化促進法による農用地利用集積計画により、再度貸借を結んでいただくことになりました。

それでは議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」御説明致します。議案の6ページを御覧ください。整理番号1番を御説明いたします。

### 【議案参照読み上げ】

それでは、御説明いたします。

本件につきましては、借人および貸人より青梅市に利用権設定の申出があり、各案件について、青梅市が農用地利用集積計画（案）を作成しました。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この集積計画については農業委員会の議決を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり集積計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

利用権の設定には、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第5号 別紙1》の調書を御覧ください。

#### ◎農業経営基盤強化促進法第18条第3項

はじめに、第1号「農用地利用集積計画の内容が青梅市の定める基本構想に適合するものであること」でございますが、基本構想に記載される「利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件」につきましては、農地のすべてを効率的に利用することや農作業に常時従事することなどが示されております。本件につきましては、使用借人が所有または借用する農機具や農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、また、借人は農作業を行う必要がある日数について従事すると見込まれますので、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、先ほど御説明致しました第1号とほぼ同義ですので、ともに該当すると考えております。

続いて第3号のイについては、「第2号のロに該当しない場合」でございますので、本案件では適用致しません。

続いて第3号のロその者が法人である場合、役員の内1名以上が農業常時従事できることありますが、株式会社 については、役員のうち1名が農作業常時従事できておりますので、こちらの要件を満たしております。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である使用貸人、使用借人の両者に利用集積計画を確認いただき同意の印をもらっております。従いまして権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

次に、《議案第5号 別紙2》の農用地利用集積計画（案）を御覧ください。

利用権設定の新規の申し込みとなり、設定する権利は貸借権です。

契約期間もともに、2024年2月1日から2029年1月31日までの5年間となっております。

また、裏面以降は使用借人の農業経営の状況等や、共通事項が記載されております。

また使用申請地において借り人は、露地野菜を行う予定になっております。現地調査につきましては、10月18日に新井委員さんで行いまして、ともに支障なしとの協議結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、新井委員さんからの補足説明はなにかございますか。

## 委員

議席番号 8 番 新井です。

整理番号 1 番については事務局の説明のとおりです。

## 議長

以上で補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

## 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

## 議長

挙手 12 名により、可決されました。

よって、議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」1 件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第 6 号「特定農地貸付けに関する承認について」1 件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは、議案第 6 号「特定農地貸付けに関する承認について」1 件を御説明いたします。本案件は、農地所有者が自ら農園を開設する農家開設型農園による手続きです。議案の 7 ページをご覧ください。

農家開設型農園の場合、青梅市と所有者の間で貸付協定を作成し、その後、所有者が貸付規定を作成いたします。

それでは、整理番号 1 番について御説明いたします。青梅市が土地所有者と特定農地貸付協定を締結している農家開設型市民農園について、所有者から新規に開設したい旨の申請がありました。

## 事務局

その申請を受け、青梅市長より特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定にもとづき、農業委員会へ承認の申請がございました。

別紙1が貸付協定、別紙2が貸付規定、別紙3が農業委員会への申請書の写しとなっております。

承認を受けようとする農地でございますが、

整理番号1 地番 畑 面積

地番 畑 面積

地番 畑 面積

区画数としては**14区画**（予定）

所有者住所・氏名

現地調査でございますが、1月15日に新井委員さんで行いまして、開設することについて、支障なしとの協議結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について新井委員さんからの補足説明はなにかございますか。

## 委員

議席番号8番 新井です。

整理番号1番について説明します。

1月15日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

この土地は相続で今の方になったのですが、3年前から防草シートが敷かれていて、一部については去年 さんに貸し出すということで、今は耕作していませんがビニールハウスで作業をしています。残りの部分を市民農園として貸し出すということですが、まだ防草シートが敷かれていたので、これは取ってくださいと話をしてきました。1区画  $m^2$ ですが2筆になっていて割り切れないようなところもあるので、そこはうまくやっってくださいと伝えました。本人が市民農園に対しての理解が薄いのかなと思いました。

## 議長

年間 12,000 円というのは、どうなのでしょう。

## 事務局

農家開設型市民農園に関しては年間だいたい 12,000 円は標準的な料金になります。

## 事務局

補足説明です。申請者の方が、このような形で区画割をされておりまして全部で 14 区画を予定しております。12 番目ですが形がいびつなので、ここが減って合計 13 区画になるかもしれないとのこと。合計 3 筆の土地はすべて生産緑地になっております。

広さですが  $m^2$ なので単純に 14 で割ると  $m^2$ なので、開設型市民農園の場合は  $50 m^2$ より大きいものが、だいたい標準になりますので、標準的な広さなのかなと思います。

市民農園はいくつか種類があるのですが、耳なじみのあるのが、市が開設する市民農園で 1 区画  $20 m^2$ くらいが多いかなと思います。特定農地貸付法、都市農地対策円滑化法の適用によって、市街化区域の生産緑地でも、農家さんご自身が開設できる農家開設型農園という制度があります。いわゆる農業体験農園という農園主が一年間を通して一緒に教えてあげるといような農業体験農園などが他にもございます。農業体験農園、青梅市に関しては河辺町で並木農園がありまして、農家開設型市民農園に関しては今いろんなところに点在しているのですが、青梅の今井地区や富岡、小曾木地区に点在してまして、だいたい 10 くらいあります。今回に関しては特定農地貸付法によって生産緑地を市民農園にするような開設型市民農園という制度を利用したのになります。

## 委員

議席番号 5 番 久保田です。

契約してよいよ始めますとなったら、情報の提供は広報か何かを通じて周知するのでしょうか。

## 事務局

市の広報のお手伝いを当然させていただきます。今後、市の広報に載せるのと、

## 事務局

申し込み先は           さん土地所有者ご本人になりますので、           さんの方でいろんな所に広告を出したり、看板を立てて募集中というような周知を図るということをやっていきます。市はサポートとして広報に載せるとか、そういったことを今後やっていく予定です。

## 委員

議席番号3番 森田です。

看板は農地に建てるのは問題はないのですか。

## 議長

自分の農地に自費で建てるのは問題ないと思います。

## 事務局

補足ですが、当然管理がちゃんとできなかった場合を想定してまして、議案第6号別紙1のページをご覧ください。ここの第8、開設者が特定貸付農地を適切に使用していない場合の協定の廃止というところで、生産緑地で農園を行う場合は、第8という規定を追加するような形になってまして、「市が開設者が正当な理由なく特定農地貸付ける管理の放棄を行っているなど、特定農地貸付を適正に利用していないと認める場合には本協定を廃止するものとする」とありますので、例えば利用者がいなくて草がぼうぼうになってしまったというのは、所有者が適正に管理していないということになってしまいますので、それをもって協定を廃止するということが出来るということで、ここに規定をされているというのがございます。

2枚ページをめくっていただいて、特定農地の貸付協定の第3の3、開設者は借受者から変換を受けた農地、または貸付けていない農地について適切な管理を行わなければならないとここに規定されておりますので、ちゃんと管理していない場合は第8に基づいて市民農園自体が廃止になってしまうというような規定になっております。

## 委員

整理番号5番 久保田です。

前に私のエリアにもあったのですが、都市計画の人が、車を停めるような場所を作るならば生産緑地から分筆して、そのエリアを確保するように言われました。

## 委員

このような制度がある以上、その人がこういう理由で市民農園を開設したいんですと言っている以上は、今から皆さんが「駐車場もないしこれでは借りないだろう」と言っても、トイレの問題はどうするんだとか、いっぱい問題が出てくるわけですから、そういうのを作るのであれば生産緑地から分筆して、そういう施設を作りなさいとか、そう指導せざるを得ないですよ。中途半端に駐車場いいですねと言ってしまったら、他では認めてないのですから、それは出来ないですよ。このような制度がある以上は認めて承認せざるを得ないのではないのでしょうか。

あともう一つ、そのあとのフォローとして、生産緑地として管理されているかが問題になるわけですから、それをパトロールして、あまりひどいようなら、協定を破棄するとか、そういう形しかとれないのではないのでしょうか。

今、本人に事情聴取をして、この人じゃ無理だなという判断は出来ないですよ。ちょっと心配の種かもしれませんが。

## 事務局

先ほど市と　　さんが結ぶ協定の方を主に見ていたのですが、もう一つ特定農地貸付規定が議案第6号別紙2があります。これは　　さんと利用者が直接結ぶ契約といますか、個人間の規定になっているのですが、その中の第4に貸付条件は次の通りとする。2、貸付農地において次にかかげる行為をしてはならないものとするというところで、次のページに（8）近隣の農地、居住者、通行人等に迷惑をかけることとありまして、例えばこの後、一旦保留になるとするのであれば、一度また　　さんと駐車場の件とかを協議をして、駐車場の文言をこの中に入れ込むとか、そういった形で貸付規定を作り直すということも一つ考え方としてあるのかなと思います。

皆さん心配されているのは、　　さん自身がそういったことを利用者に対して指導、徹底ができるかどうかというところが疑問だと思いますので、その辺に関しても聞き取りをするというのが大事なのかなと思います。実際本人がちゃんとやりますということでおっしゃると思うのですが、それに関して今後やるかどうかというのは市の方でちゃんと見て、あまり悪いことが続くようだと市との協定に基づいてこれを解除するというような、そういったことも想定されるのかなと思いました。

## 議長

生産緑地なので基本的には駐車場は作れませんよと話をし、使われていないところは持ち主が耕作するというのを守っていただいて、この話の結果を次回に報告してもらおうというところでよろしいでしょうか。

## 議長

次に議案第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

議案第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」1件について、御説明申し上げます。議案の8ページをご覧ください。

使用貸人 住所 氏名

使用借人 住所 氏名

申請地 地番 面積

地番 面積

地番 面積

合計3筆            m<sup>2</sup>の農業振興地域農用地について、  
使用貸借権を3年間設定する一時転用許可申請でございます。

本件につきましては、議案に記載のとおり営農型太陽光発電のための許可申請でございます。営農型太陽光発電とは、農地上空に太陽光発電パネルを設置し、下部の農地で農作物を栽培する営農形態です。

本件は9年前の平成27年1月農業委員会において承認を受け、同年2月に東京都の許可を受けております。この度、一時転用許可期間である3年間を迎えますので、期間更新のため議案第7号別紙1の通り許可申請が行われました。

つづいて議案第7別紙2の意見書を御覧ください。

詳細は後ほど御確認いただければと思いますが、「農地転用に関する許可基準からみた意見」について、裏面を御覧ください。検討事項としては12項目設けられています。

## 事務局

はじめに、「1 農地の区分と転用目的」について、申請農地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときはその理由とありますがこちらについては議案第7号別紙3を御覧ください。また、こちらの申請地は農用地となっています。

本件は営農型発電施設設置のための3年間の一時転用であり、発電施設の遮光率および支柱等の転用範囲は営農に支障ないものと考えられます。

以上のことと農林水産省の通知、平成30年5月15日付け30農振第78号通知により、転用面積も最小限かつ、一時転用期間についても適切であり、前回からの許可後3年間毎年状況報告書を提出していただいておりますが、特に問題なくパネルの下部で営農を行っているため、転用することがやむを得ないと認められます。

また、区分地上権は平成27年2月27日に農地3条許可で20年間の設定を行っています。次に、「2 資力及び信用」について、平成27年に既に設備を設置しており、増設はありません。また、事務局にて残高証明書を確認したところ、撤去費用を上回っておりいつでも原状回復が可能なため、資力及び信用は適当と判断いたしました。

次に、「3 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」については、妨げとなる権利を持つ者はいないため、該当いたしません。

次に、「4 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」については、平成27年に既に設備を設置しており、増設はないので確実と判断いたしました。

次に、「5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み」「6 農地以外の土地の利用見込み」については該当いたしません。

次に、「7 計画面積の妥当性」については、《議案第7号 別紙4》の計画図のとおりです。なお事務局による現地調査においても、計画図と相違ないことを確認しております。以上により、計画面積については、適当であると考えます。

次に、「8 宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性」については、該当いたしません。

次に「9 周辺の農地等に係る営農状況への支障の有無」についてですが、これまで発電施設を設置しておりましたが、付近の営農状況に影響がなかったため、以降も影響は想定されないと考えられるため、該当しません。

次に、「10 農地の利用の集積への支障の有無」については、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画は作成されておらず、青梅市の農業振興地域整備

## 事務局

計画において農用地区域に指定されており支障はないと考えます。

最後に、「1 1 一時転用である場合にはその妥当性」について、農林水産省の通知（平成 30 年 5 月 15 日付 30 農振第 78 号）に合致していると認められることから、妥当であると判断しました。

「1 2 法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況」につきましては該当いたしません。

以上により、本件については、転用計画のとおり更新することに支障はないと考えられます。

つづいて、モニターの写真をご覧ください。御覧の通り適正に下部で野菜の栽培が確認できます。

現地調査につきましては、1 月 1 8 日に宿谷委員と行いまして、営農型太陽光発電を継続することについて、支障なしとの調査結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号 1 番について、宿谷委員さんからの補足説明はなにかございますか。

## 委員

推進委員 宿谷です。

事務局の説明の通りで現地確認して問題はありません。野菜の種類ですが、人参、ゴボウ、ニンニク、大根、キャベツ、ショウガ、ネギと色々な物を作っております。条件としましてサツマイモ、ジャガイモ、大根は必ず作って青梅市の方に報告している、今までと同様です。今後も 3 年間継続して作業をしていくということを確認を取りました。よろしくご審議をお願いします

## 議長

以上で補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

## 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

## 議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

はじめに「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、1件で1ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第4条第1項第7号の規定による届出については、1件で2ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第6号の規定による届出 について」ですが、通常の届け出に関しましては、

5件で3ページに記載されたとおりです。

また、今井4丁目事業区域における届け出に関しましては、137件で4から26ページに記載されたとおりです。

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

## 議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

## 議長

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後 3 時 4 5 分から開会いたします。